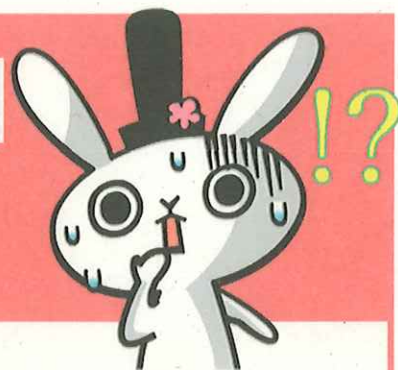


太宰府市の『景観の届出』

忘れていませんか？



太宰府市は、市全域が景観法に基づく景観計画区域に該当します。建築物や工作物の新築・増築等を行う際は、**行為の30日前**までに市へ景観の届出が必要な場合があります(景観法第18条)。

景観の届出や基準の詳細は、市ホームページでの確認、または担当課へお問合せください。



市ホームページ
(ページID:2822)

※二次元コードが読み取れない方は
市ホームページにてID番号を
入力してください。



届出対象外でも基準を守る必要があります

《例》

- ◎色彩基準：建築物や工作物の外壁、屋根等に色彩制限あり
- ◎緑化基準：植栽をする必要あり(地区により緑化率が異なる)
- ◎屋根基準：勾配、軒の出、形状など(地区により異なる)
- ◎高さ基準：12mの高さ制限(太宰府天満宮参道周辺地区) 等

市全域

《お問い合わせ》

太宰府市 都市整備部 都市計画課
景観・歴史のまち推進係

ご不明な点は
お問合せください



〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

Tel : 092-921-2121 (内線 436・423)

Fax : 092-928-7415

E-mail : urban-planning@city.dazaifu.lg.jp